き・・ ダ

原判決を破棄する。

被告人を罰金千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

但し、この裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

窃盗の点については被害人は無罪。

理自

本件控訴の趣意は、弁護人小西伝七作成名義の控訴趣意書記載のとおりである。これに対し当裁判所は左の如く判断する。

控訴趣意第二点について。

原判示A及びBに対する本件浴場の転貸が、所有者たる被告人の承諾なしに行われたこと並びに原判示第二の所為が行われた当時同湯屋営果知事の許を受けていたものが被告人であてAでもBでもないBは原判示のとおりの事情にしてAでもBでもなびBは原判示のとおりの事情にして事実とないが、一方記録に徴すると、右A及びBは原判示のとおりの事情にして事業を選集を継続してまずるのにませらいの表別を占っていたものである法立のに行われてものである法立のに行われてものである法立のに行われてものである法立のに行われている。る所以を自己を表別を表別のには近いの業務である。との業務の開始されく、要旨とないのませられている。との業務を表別のには対して、本のの書とないが、とのではない。第二百名のとの書とないがの書とない。第二百名のというの書とない。第二百名のというの書というの書というの書とない。第二百名の表別は国の教育場のに依拠に対して、本書を認定の表別の表別に対して、本書を記述の表別に対して、本書を記述の表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対し、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対し、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対し、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対し、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対して、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対し、表別に対し、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる、表別に対しる。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 藤嶋利郎 判事 飯田一郎 判事 井波七郎)